



企業立地促進法 の概要

2 0 0 7 年 9 月
北 海 道 経 済 産 業 局
産 業 立 地 課

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業活性化の実現を目指す。

1. 新法の考え方

- 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
キーワードは「グローバル」。
(グローバル+ローカル)

2. スキーム

(考え方)

- ①地域の強みを活かした総合的計画
- ②広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国:「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村:「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者:「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

(1) 課税の特例・規制緩和措置

- 立地企業への設備投資減税 : 特別償却の適用(機械等:15%、建物等:8%)
- 工場立地法の特例 : 緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)
- 中小企業基盤整備機構による施設整備等の業務追加:工場等整備の円滑化

2 予算措置

平成20年度予算要求額:50.7億円

- 企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のための「企業立地支援センター」の設置(全国10地区) (2.7億円)
- 本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成(補助率:2/3~10/10) (28.0億円)
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成(補助率:1/2) (20.1億円)

3. 各省との連携による支援措置

- 企業立地促進に係る地方交付税措置(総務省と連携) 300億円程度
 - ①自治体による立地企業に対する地方税減免額への普通交付税による補填(3年間、減免額の75%を補填。)
 - ②企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付
- 農地転用手続きの迅速化(農水省と連携)
- 広域的な地域活性化基盤整備法と連携した道路等のインフラ整備等への支援(国交省と連携)
- 地域雇用開発促進法と連携した人材育成等への支援(厚労省と連携)
- 大学・高専等と連携した人材育成への予算措置の配慮(文科省と連携)

4. 基本計画の策定状況

- 第1号同意(平成19年7月30日) : 10県12地域の代表者に同意書を交付
- 第2号同意(同10月予定) : 12道府県16地域が基本計画を準備中

基本計画に記載すべき内容(法案第5条)

- ① 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
- ② 集積区域として設定する区域
- ③ 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域
- ④ 工場立地法の特例措置を実施する場合には、その旨とそれによる効果
- ⑤ 集積業種として指定する業種
- ⑥ 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標
- ⑦ 施設整備、人材育成等の事業環境の整備に関する内容
- ⑧ 市町村及び都道府県等との連携に関する事項
- ⑨ 手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項
- ⑩ 環境の保全等に関し配慮すべき事項
- ⑪ 農用地等の利用の調整に関する事項
- ⑫ その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項
- ⑬ 計画期間

支援策の概要

立地企業への設備投資減税(課税の特例)

法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。

- (1) 措置内容：機械等：特別償却15%、建物等：特別償却8%
- (2) 対象業種：国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種(66業種)
- (3) 設備要件：
 - ①企業立地計画に従い取得等した機械装置及び建物等
 - ②機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上
 - ③建物等については、取得価格の合計が5億円以上
 - ④事業の高度化に資する以下の何れかの設備
 - イ 新製品・新商品の開発又は製造のための設備
 - ロ 生産性を向上させる設備

地域産業活性化支援税制の対象66業種（3桁分類ベース）

11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く。）

- 111 製糸業
- 112 紡績業
- 113 ねん糸製造業
- 114 織物業
- 115 ニット生地製造業
- 116 染色整理業
- 117 網・網製造業
- 118 レース・繊維雑品製造業
- 119 その他の繊維工業

12 衣服・その他の繊維製品製造業

- 121 織物製（不織布製及びレース製を含む。）外衣・シャツ製造業（和式を除く。）
- 122 ニット製外衣・シャツ製造業
- 123 下着類製造業
- 124 和装製品・足袋製造業
- 125 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
- 129 その他の繊維製品製造業

17 化学工業

- 171 化学肥料製造業
- 172 無機化学工業製品製造業
- 173 有機化学工業製品製造業
- 174 化学繊維製造業
- 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 176 医薬品製造業
- 177 化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業
- 179 その他の化学工業

23 鉄鋼業

- 231 製鉄業
- 232 製鋼・製鋼圧延業
- 233 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）
- 234 表面処理鋼材製造業
- 235 鉄素形材製造業
- 239 その他の鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

- 241 非鉄金属第1次製錬・精製業
- 242 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）
- 243 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む。）
- 244 電線・ケーブル製造業
- 245 非鉄金属素形材製造業
- 249 その他の非鉄金属製造業

26 一般機械器具製造業

- 261 ボイラ・原動機製造業
- 262 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）
- 263 建設機械・鉱山機械製造業
- 264 金属加工機械製造業
- 265 繊維機械製造業
- 266 特殊産業用機械製造業
- 267 一般産業用機械・装置製造業
- 268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
- 269 その他の機械・同部分品製造業

27 電気機械器具製造業

- 271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
- 272 民生用電気機械器具製造業
- 273 電球・電気照明器具製造業
- 274 電子応用装置製造業
- 275 電気計測器製造業
- 279 その他の電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

- 281 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 282 電子計算機・同附属装置製造業

29 電子部品・デバイス製造業

- 291 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

- 301 自動車・同附属品製造業
- 302 鉄道車両・同部分品製造業
- 303 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 304 航空機・同附属品製造業
- 305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 309 その他の輸送用機械器具製造業

31 精密機械器具製造業

- 311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
- 312 測量機械器具製造業
- 313 医療用機械器具・医療用品製造業
- 314 理化学機械器具製造業
- 315 光学機械器具・レンズ製造業
- 316 眼鏡製造業（枠を含む。）
- 317 時計・同部分品製造業

企業立地促進法に係る地方交付税制度

1. 特別交付税措置

2. 普通交付税措置(減収補てん)

制度

- 企業立地によって増収となる固定資産税増分の5%を特別交付税として交付
- 自治体に自己負担なし
- <対象業種>
製造業、情報通信業、
情報通信技術利用業、運輸業、
卸売業、自然科学研究所

- 企業立地について、自治体が固定資産税等を減免した場合に、その3/4を普通交付税で補てん
- 自治体は、減免額の1/4を自己負担
- <対象業種>
製造業、情報通信業、
情報通信技術利用業、運輸業、
卸売業、自然科学研究所

一案件に係る適用期間

- 3年度間

- 自治体の減免期間(最大3年度間)

措置規模試算

- 100億円程度/年

- 200億円程度/年

今回の新たな連携効果

合計300億円程度/年

(「頑張る地方応援プログラム」3,000億円程度/年の「約1割」)

(注) 上記は単年度の措置規模であり、「頑張る地方応援プログラム」が継続する間、要件を満たす案件について、毎年、最大、同規模の措置が適用される。

緑地規制の緩和(工場立地法の特例)

現行制度

(1) 概要

工場の周辺の生活環境の保持を図るため、工場の敷地に一定の緑地及び環境施設（以下、緑地等という。）を整備することを義務付ける。

(注) 環境施設は、緑地を含む法律上の用語。緑地以外の環境施設として、公園的なオープンスペース、一般に利用される運動施設等、工場の周辺の生活環境の保持に寄与する施設がある。

(2) 緑地等の面積率の基準

①国の基準

環境施設：25%以上（うち緑地は少なくとも20%以上）

②地域で定める基準

都道府県及び政令市は、国の基準に代えて一定の範囲内で、条例により「地域準則」を定めることが可能。（1都6県4政令指定都市が策定）

| | 第1種区域 | 第2種区域 | 第3種区域 |
|------|-------------------|------------------|--------------------|
| | 住居・商業等の用に供されている区域 | 住居・工業の用に供されている区域 | 主として工業等の用に供されている区域 |
| 環境施設 | 25%超～35% | 20%～30% | 15%～25% |
| うち緑地 | 20%超～30% | 15%～25% | 10%～20% |

「企業立地促進法」における緑地等の面積規制に係る措置

(1) 制度の枠組み

- ①国は、指針において、企業立地促進を図る際に環境の保全に配慮することを規定。
- ②基本方針に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対し、面積率を条例により設定できる権限を委譲。

→ 地域の実状により即した形で、産業活性化と緑地等の適切な確保による生活環境の保持に向けた取組が行われることが期待。

(2) 設定可能とする区域と面積率

| | 甲種区域 | 乙種区域 | 丙種区域 |
|------|--------------|--------------|----------------------------------|
| | 第2種区域に相当する区域 | 第3種区域に相当する区域 | 乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域 |
| 環境施設 | 20%～25% | 15%～25% | 1%～15% |
| うち緑地 | 15%～20% | 10%～20% | 1%～10% |

[ポイント]

より区域の状況に応じた面積率の設定を可能とすること。

(仮称)帯広十勝地域産業活性化協議会 委員構成(案)

| | 区分 | 機関 |
|----|------|---------|
| 1 | 行政機関 | 帯広市 |
| 2 | 行政機関 | 音更町 |
| 3 | 行政機関 | 幕別町 |
| 4 | 行政機関 | 池田町 |
| 5 | 行政機関 | 本別町 |
| 6 | 行政機関 | 浦幌町 |
| 7 | 行政機関 | 広尾町 |
| 8 | 行政機関 | 北海道十勝支庁 |
| 9 | 経済団体 | 帯広商工会議所 |
| 10 | 経済団体 | 音更町商工会 |
| 11 | 経済団体 | 幕別町商工会 |
| 12 | 経済団体 | 池田町商工会 |
| 13 | 経済団体 | 本別町商工会 |
| 14 | 経済団体 | 浦幌町商工会 |
| 15 | 経済団体 | 広尾町商工会 |
| 16 | 大学 | 帯広畜産大学 |

(仮称)帯広十勝地域産業活性化協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、(仮称)帯広十勝地域産業活性化協議会(以下単に「協議会」という。)と称する。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 北海道帯広市、音更町、幕別町、池田町、本別町、浦幌町、広尾町
- (2) 北海道
- (3) 帯広商工会議所、音更町商工会、幕別町商工会、池田町商工会、本別町商工会、浦幌町商工会、広尾町商工会
- (4) 国立大学法人帯広畜産大学

2 前項のほか、会長はその都度必要と認める者を協議会に参加させることができる。

(事務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関することを行うこと。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、監査2名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。
- 4 監査は、本協議会の会計を監査する。

(選任)

第6条 役員は協議会で選任する。

(任期)

第7条 役員は任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第8条 協議会は、必要に応じ会長が召集し開催する。

2 会長は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(会計)

第9条 協議会の運営費は、負担金その他をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を作成し、会計監査を経て協議会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、
に事務局を置く。

(協議会の解散)

第12条 協議会は、基本計画並びに同意計画の終了時に解散とする。

2 前項以外の協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 月 日から施行する。

(仮称) 帯広十勝地域産業活性化協議会

平成19年度事業計画(案)

1 協議会の運営

- (1) 設立総会 日 時：平成20年2月26日(火) 14:00～
場 所：帯広市役所 議会棟 3階全員協議会室

2 事業計画

(1) 協議会の組織の公表

施行規則により、協議会の構成員の氏名又は名称、協議会の規約の内容を道・市・町のホームページで公表します。

(2) 「地域産業活性化協議会活動支援事業」に応募

① 支援事業の内容

地域産業活性化協議会を構成する公益法人等の民間事業者が、協議会を構成する地方公共団体等と協議をして行う、「基本計画」を策定するために必要な人件費、旅費などの事務局経費、調査分析費用などが補助されます。

② 応募・提出書類

平成20年度の募集は2月15日から3月14日まで実施されており、地域産業活性化協議会の構成員である事業者の財団法人帯広市産業開発公社(予定)が、協議会の事業の管理・運営等について責任を持って実施する機関として、3月上旬を目処に応募するものとします。

(仮称) 帯広十勝地域産業活性化協議会

平成19年度スケジュール (案)

| 事業名区分 | 実施時期 | 内 容 |
|---------------------|-------|---------------------------------|
| ○協議会設立総会 | 2月26日 | ・設置運営要綱、事業計画等の決定 |
| ○協議会組織の公表 | 3月初旬 | ・道、市、町ホームページ掲載 |
| ○協議会活動支援事業 補助金応募 | 3月初旬 | ・応募書類（事業計画書、経費配 分書、スケジュールなど） |

14

農商工等連携関連2法案について

～農林水産業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現～

○企業規模や業種、地域によって景況に格差がみられる中、地域経済を支える中小企業者や農林漁業者のそれぞれの強みを活かした取組による活性化が重要。

○食品製造業等の農林水産関連産業は、地域経済の基軸であり、これを中核とする産業集積の早急な活性化が重要。

農林水産業と商業・工業等の産業間連携(農商工等連携)を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備。

I. 農商工等連携促進法案

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案)

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援。

- ・国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う公益法人・NPO法人もあわせて支援。

II. 企業立地促進法改正法案

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案)

農林水産関連産業の企業立地等を進め、産業集積の形成等を促進するための支援策等を追加。

- ・都道府県知事から企業立地又は事業高度化に関する計画の承認を受けた場合に、①農林水産関連産業の企業立地に対する税制、②小規模企業の設備投資への無利子融資、③食品流通関連の事業資金の債務保証等の支援を追加。

※法的枠組みの整備のほか、農商工等連携関連予算として、200億円超(平成20年度予算案)を措置。(農水省・経産省合計)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

1. 新法の考え方

- **業種の壁を越えた**連携を促進するための、農水省・経産省による**行政の壁を越えた従来にない法律**
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、農水省・経産省の両省が**共同で支援**
- 農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で**200億円以上の予算措置により支援**

中小企業者と農林漁業者の連携事例

【商品の開発・生産】(北海道江別市)

・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



江別小麦めん
パッケージ

【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)

・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウエディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。



年間20万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

基本方針

・主務大臣が農工商等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。

認定

申請

認定

申請

農工商等連携事業計画

・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設 (7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設 (中小公庫・国民公庫)

農工商等連携支援事業計画

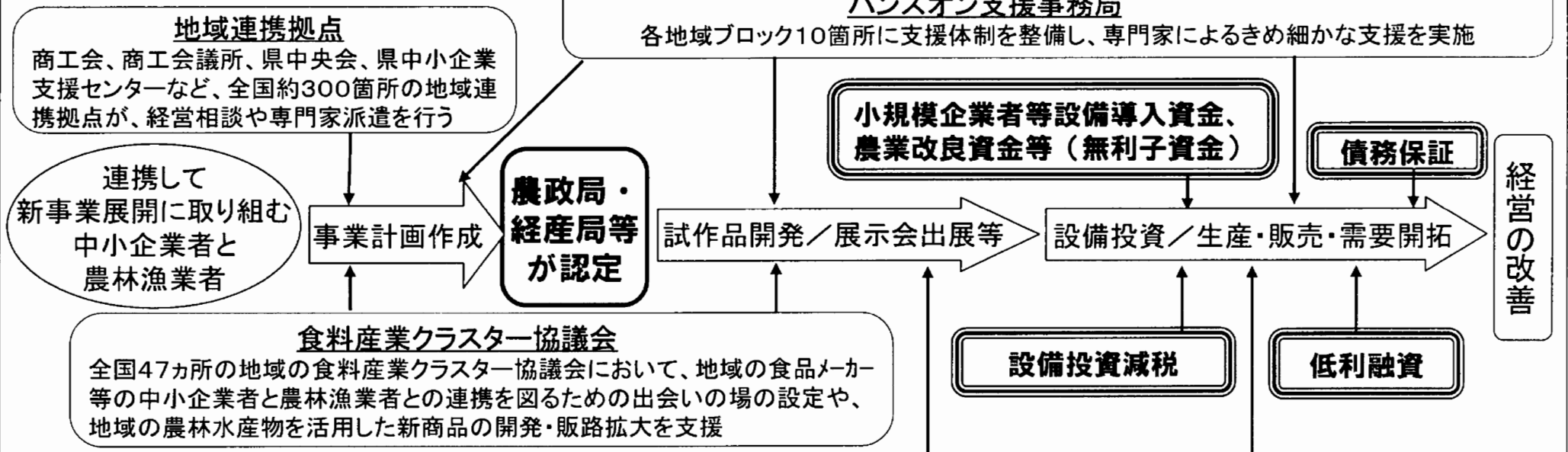
・農工商連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

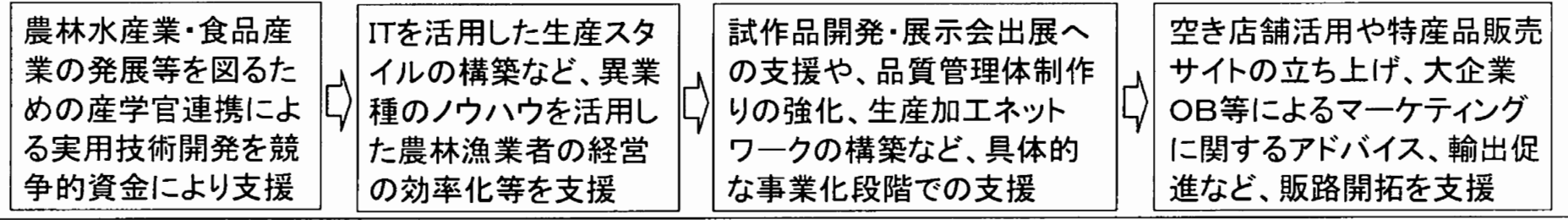
- 中小企業信用保険法の特例 (事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農工商等連携促進法案における支援の流れ

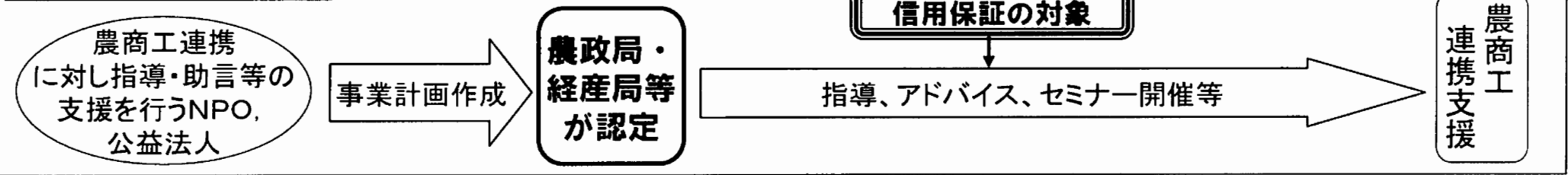
【①事業者への支援】



（※）事業化の段階に応じた多様な予算措置の例



【②支援機関への支援】



(注) 部分は法律認定による支援

農工商等連携促進法案における主な支援措置の比較

中小企業信用保険法の特例

現行

<保険種類> <保証限度額>
(1業者あたり)

- ・普通保険
2億円以内
(組合は4億円以内)
- ・無担保保険
8,000万円以内
- ・特別小口保険
1,250万円以内
- ・流動資産担保保険
2億円以内
(組合は4億円以内)
- <填補率(年額)>
・普通保険……………70%
・その他の保険……………80%
- <保険料率(年額)>
・百分の三以内において政令で定めるもの

本法における特例

<保証限度額の拡大>
(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

- | 【特別枠】 | 【保証限度額の合計】
◀現行の保証限度額(1業者あたり)
+特別枠▶ |
|----------------------------------|--|
| ・普通保険 2億円以内 (組合は4億円以内) | ・普通保険 4億円以内 (組合は8億円以内) |
| ・無担保保険 8,000万円以内 | ・無担保保険 1.6億円以内 |
| ・特別小口保険 1,250万円以内 | ・特別小口保険 2,500万円以内 |
| ・流動資産担保保険 2億円以内 (組合は4億円以内) | ・流動資産担保保険 4億円以内 (組合は8億円以内) |
- <填補率(年額)の引き上げ>
・普通保険……………80%
・その他の保険……………80%
- <保険料率(年額)の引き下げ>
・百分の二以内において政令で定めるもの

食品流通構造改善促進法の特例

現行

- <支援対象>
食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

本法における特例

- <支援対象の拡大>
左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現行

- <対象者>
・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
・これらの組織する団体
- <償還期間/据置期間>
10年以内/3年以内

本法における特例

- <対象者の拡大(左記に追加)>
中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))
- <償還期間/据置期間の延長>
12年以内/5年以内

課税の特例

現行

制度創設

本法における特例

- 機械等の取得……………特別償却(30%)
税額控除(7%)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現行

<貸付率>…貸付対象額の1/2以内

本法における特例

<貸付率の拡大>…貸付対象額の2/3以内

農工商等連携の事例

① 長いもの供給・出荷体制の整備による販売網の確立

○農協－農機具メーカーの事例

- ・周辺の複数の農協が、長いもの共同生産体制を整備するとともに、地元の農機具メーカーと連携し、大型貯蔵施設整備や掘削機械改良等を行い、長いもの通年供給・出荷体制を構築に成功。
- ・これにより、国内でのブランド化を実現するとともに、特に、国内需要の少ない太物を台湾やシンガポールへ輸出するなど、意欲的な販売戦略が可能となった。



④ 乳牛の給餌を人力からIT活用によるシステム管理

○畜産者－農機具メーカー

- ・農機具メーカーが、農協等と連携し、乳牛一頭ごとに給餌回数・分量・飼料のブレンド、給餌時間等をITで自動制御する自動給餌システムを開発。労働時間の太宗を占める給餌時間を4～5時間から約15分(約20分の1)に短縮。
- ・経営規模大幅拡大(飼育頭数40%増)や生産性向上(1頭あたり乳量7%増)を実現し、酪農家のゆとりある暮らしの実現に貢献した。



② IT農業支援システムの活用による低コスト、高品質作物の生産

○農業者－設計・測量会社

- ・地元の農業者と土木建築の設計・測量会社等が共同して、人工衛星や無人ヘリコプター等から取得した画像データを活用した農業情報の管理システムを構築。
- ・これにより、農産物の収穫状況を踏まえた農作業の内容・スケジュール管理の効率化やマップ化された土壌の状況に基づく施肥作業の自動化が可能となり、生産性の高い営農体制を実現。

衛星を活用した適切な情報管理



⑤ トレーサビリティシステムの活用による安全安心食材のブランド化

○農業者－食品加工会社

- ・複数の都道府県にまたがる数十の農業生産者・加工者がネットワークを構築し、自然健康食品ブランドを展開。
- ・トレーサビリティシステムの活用により、生産者の顔が見える食材として、有機米や無農薬野菜、ハチミツバター等の加工食品を生産。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人を超え、コアファンの育成を図る。



有機質栽培・減農薬栽培の人参

③ 健康に良い高機能タマネギを地域限定生産

○農業者－バイオベンチャー－販売会社

- ・地元の大学発ベンチャーが、健康に良い新品種のタマネギを開発。地元の町役場、農協、商工会議所等の協力を得て、地元農業者との連携を実現し、限定生産を実施。
- ・また、新品種タマネギを活用し、地域ブランドとしての商品開発や販路開拓を行うべく、地域の販売会社と連携し、首都圏での販売を展開。



⑥ 美味しく食べやすい、大葉入りのヘルシー麺を開発

○農業者－食品加工会社

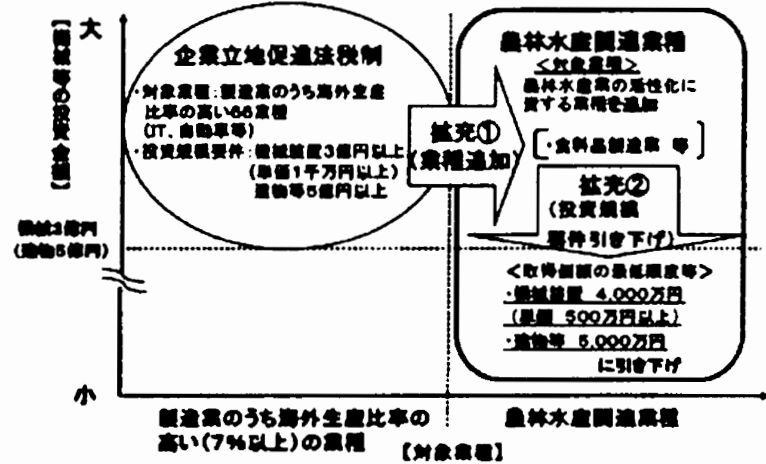
- ・従来、食物繊維入り麺製品はどうしても「ざらざら感」があり、多量の大葉粉末を取り込むことは困難であったため、製麺技術を改良し、大葉の成分や風味を損なわずに、つるつる感と腰のある食感の麺製品を実現。
- ・健康食品として注目されていたけれど、これまでは利用が制限されていた大葉が活用可能になり(100gあたり45枚相当分)、大葉の需要を拡大。



企業立地促進税制

法に基づき「企業立地計画」の承認を受けた事業者が行う新規企業立地に関する設備投資について、税制上の措置を講じます。

- (1) 措置内容: 特別償却 償却率 機械: 15% 建物: 8%
- (2) 対象業種: 国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している基幹性の高い業種(下記66業種)
- (3) 設備要件: ①企業立地計画に従い取得等した機械装置及び建物等
 ②機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上
 ③建物等については、取得価格の合計が5億円以上
 ④事業の高度化に資する設備



11 繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く。)

- 111 製糸業
- 112 紡績業
- 113 ねん糸製造業
- 114 織物業
- 115 ニット生地製造業
- 116 染色整理業
- 117 網・網製造業
- 118 レース・繊維雑品製造業
- 119 その他の繊維工業

12 衣服・その他の繊維製品製造業

- 121 織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。)
- 122 ニット製外衣・シャツ製造業
- 123 下着類製造業
- 124 和装製品・足袋製造業
- 125 その他の衣服・繊維製品の回り品製造業
- 129 その他の繊維製品製造業

17 化学工業

- 171 化学肥料製造業
- 172 無機化学工業製品製造業
- 173 有機化学工業製品製造業
- 174 化学繊維製造業
- 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 176 医薬品製造業
- 177 化粧品・歯磨・その他化粧品調整品製造業
- 179 その他の化学工業

23 鉄鋼業

- 231 製鉄業
- 232 製鋼・製鋼圧延業
- 233 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)
- 234 表面処理鋼材製造業
- 235 鉄素形材製造業
- 239 その他の鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

- 241 非鉄金属第1次製錬・精製業
- 242 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)
- 243 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)
- 244 電線・ケーブル製造業
- 245 非鉄金属素形材製造業
- 249 その他の非鉄金属製造業

26 一般機械器具製造業

- 261 ホイラ・原動機製造業
- 262 農業用機械製造業(農業用器具を除く。)
- 263 建設機械・鉱山機械製造業
- 264 金属加工機械製造業
- 265 繊維機械製造業
- 266 特殊産業用機械製造業
- 267 一般産業用機械・装置製造業
- 268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
- 269 その他の機械・同部分品製造業

27 電気機械器具製造業

- 271 充電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
- 272 民生用電気機械器具製造業
- 273 電球・電気照明器具製造業
- 274 電子応用装置製造業
- 275 電気計測器製造業
- 279 その他の電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

- 281 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 282 電子計算機・同附属装置製造業

29 電子部品・デバイス製造業

- 291 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

- 301 自動車・同附属品製造業
- 302 鉄道車両・同部分品製造業
- 303 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 304 航空機・同附属品製造業
- 305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 309 その他の輸送用機械器具製造業

31 精密機械器具製造業

- 311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
- 312 測量機械器具製造業
- 313 医療用機械器具・医療用品製造業
- 314 理化学機械器具製造業
- 315 光学機械器具・レンズ製造業
- 316 眼鏡製造業(枠を含む。)
- 317 時計・同部分品製造業

仮称)農商工連携促進法(通常国会に提出予定)により、補充を検討している法人税・所得税の税制措置

仮称)農商工連携促進法(通常国会に提出予定)で、追加が検討されている業種

- ・食料品製造業
- ・飲料・たばこ・飼料製造業
- ・木材・木製品製造業
- ・家具・装備品製造業
- ・パルプ・紙・紙加工品製造業
- ・プラスチック製品製造業
- ・ゴム製品製造業
- ・各種商品卸売業
- ・食料品卸売業
- ・木材・竹材卸売業
- ・農業用機械器具卸売業
- ・家具・建具卸売業

産業基盤部会の論点・視点（たたき台）

【「キーワード」と検討の視点の整理】

企業立地促進法の規定に基づく「地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針」に示されている事項、及び中小企業振興協議会の各部会の意見を参考にまとめた「産業基盤部会の検討の視点（範囲）」（別紙のとおり）について、次のように整理し、産業基盤部会の検討の視点とする。

（１）キーワード「インフラ」→産業基盤部会のテーマ

- 企業誘致、地域企業の移転・拡充のための対策
 - ・立地企業に対する助成、税軽減等の制度
 - ・産業集積地域と集積業種の選定と将来戦略
 - ・促進施策等の情報提供（助成・税軽減・用地等）と、誘致・地域企業ニーズ把握
 - ・立地企業と地域企業との連携方策
- 高速道路、高規格道路完成を見込んだ戦略的施策展開
- 空港アクセスや空港機能の拡充
- 十勝港の利活用

（２）キーワード「共同利用」→産業基盤部会のテーマ

- 新たな産業基盤の整備
 - ・共同利用施設の必要性
 - ・共同利用施設の機能、運営体制（貸し工場、貸しオフィス、試験研究施設、インキュベーション施設、物流施設 など）

（３）キーワード「情報提供」→既存の部会のテーマ

- 従業員支援・誘致企業への情報発信
 - ・「とちか暮らし」に関する情報提供のあり方
- 地域企業への支援
 - ・技術力向上支援のあり方や、地域企業間及び進出企業との取り引き促進の方法
 - ・新事業分野、技術開発、商品開発への支援のあり方
- 情報提供、情報支援
 - ・地域企業、進出企業への情報提供のあり方や、進出（誘致）企業との交流

（４）キーワード「連携」→既存の部会のテーマ

- 産業基盤としての「人材」育成・確保
 - ・育成制度の連携（関係機関連携、一元的メニュー調整、運営）
 - ・国の「新現役チャレンジプラン」の活用
 - ・職業高校や専門学校との連携のあり方
 - ・就職支援活動と地域企業、進出企業との連携のあり方

／

産業基盤部会の検討の視点（範囲）と、他の部会等との役割分担（案）

| 地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針【企業立地促進法】 | | 産業基盤部会の検討の視点（範囲） | | 中小企業振興協議会3部会の主な意見（平成19年12月現在） | | |
|---|--|------------------------|---|---|-------------------------|--|
| 基本的な方針事項 | 内容 | | | 部会名 | 主な意見 | |
| (1) 事業環境整備に当たっての基本的考え方 | ア 進出企業への支援措置 ① 税負担の軽減 ② 助成金等 ③ 一時的でない支援措置のあり方 | 産業基盤部会へ「インフラ（助成、税軽減等）」 | ■企業誘致、地域企業の移転・拡充のための対策 ・立地企業に対する助成、税軽減等の制度 ・産業集積地域と集積業種の選定と将来戦略 ・促進施策等の情報提供（助成・税軽減・用地等の情報） ・誘致及び地域企業のニーズ把握の方法 | | | |
| | イ 企業ニーズの把握方法 | 方針へ「インフラ（誘致）」 | | モノづくり・創業部会 | ・ホームページを含めた情報発信の強化 | |
| | ウ 進出企業への情報提供 ① 工場適地や業務用地の情報体系化 ② 用地等情報の開示提供方法 | | 視点「インフラ」 | 経営基盤・人材部会 | ・中小企業が求める情報提供のあり方 | |
| (2) 産業用共用施設の整備等 | エ 共用施設整備の必要性、あり方 { 貸し工場 インキュベーション施設 試験研究施設 人材育成機関 物流施設（エネルギー利用効率向上に資する） | 産業基盤部会へ「共同利用」 | ■新たな産業基盤の整備 ・共同利用施設の必要性 ・共同利用施設の機能、運営体制 （貸し工場、貸しオフィス、試験研究施設、インキュベーション施設、物流施設 など） | | モノづくり・創業部会 | ・起業家育成（インキュベーション施設）や相談サロンの整備 |
| | オ 人材育成に必要な仕組み ① 求められる人材（能力や技術水準）の把握 ② 国の施策を活用した人材育成 ③ 地域の教育機関との連携 ④ 地域教育機関と事業者等の協力 | | 視点「人材育成、連携」 | ■産業基盤としての「人材」育成・確保 ・育成制度の連携（関係機関連携、一元的に調整、運営） ・国の「新現役チャレンジプラン」の活用 ・職業高校や専門学校との連携のあり方 ・就職支援活動と地域企業、進出企業との連携のあり方 | モノづくり・創業部会 経営基盤・人材部会 | ・産業クラスター、産学官連携 ・インターンシップやキャリア教育の充実強化 ・中小企業が求める人材育成（研修）の充実強化 |
| (3) 人材育成・確保支援 | カ 誘致企業従業員支援 ① 従業員の生活面の支援（住宅整備等） | 方針へ「（誘致の）情報提供」 | ■従業員支援・誘致企業への情報発信 ・「とち暮らし」に関する情報提供のあり方 | | 経営基盤・人材部会 | ・中小企業が求める人材育成（研修）の充実強化 |
| | キ 地域（既存）企業への支援 ① 地域（既存）企業の技術力向上 ② 地域企業間取引の拡大促進 ③ 技術指導、技術開発への支援 ④ 新事業分野への展開支援 | | 視点「情報、連携」 | ■地域企業への支援 ・技術力向上支援のあり方 ・地域企業間及び進出企業との取り引き促進の方法 ・新事業分野、技術開発、商品開発への支援のあり方 ■情報提供、情報支援 ・地域企業、進出企業への情報提供のあり方 ・進出（誘致）企業との交流 | モノづくり・創業部会 経営基盤・人材部会 | ・産学官連携、産業クラスター ・富附制度などを活用した「地域ファンド＝意志あるお金」の検討 ・地域経済活性化を支援する地域ファンドの検討 |
| (4) 技術支援等 | ク 進出企業への情報支援等 ① 進出企業に対する情報支援等（技術動向など） | | | | 経営基盤・人材部会 | |
| | ケ 社会資本整備計画との戦略的な連携 ① インフラ相互間の接続による相乗効果の発揮 ② インフラの運用の工夫（空港の24時間化など） | | 視点「インフラ」 | ■高速道路、高規格道路 ・高速道路、高規格道路完成を見込んだ戦略的施策展開 ■空港 ・空港アクセス ・空港機能の拡充 ■十勝港 ・十勝港の利活用 | 交流部会 | ・航空路線網の利便性向上（ダブルトラックの必要性） |
| (5) 道路・港湾・空港等のインフラ整備と連携 | | | | | 交流部会 | ・航空路線網の利便性向上（ダブルトラックの必要性） |
| | | | | | | <その他の考えられる項目> |

2

部会へ「情報提供」

産業基盤部会へ「共同利用」

部会へ「人材育成、連携」

部会へ「情報提供」

部会へ「情報提供」

部会へ「連携」

産業基盤部会へ「インフラ」のうち施設

産業基盤部会の進め方（案）

1 中小企業振興協議会と産業振興ビジョンのスケジュール

別紙のとおり

2 検討の視点（案）

- キーワード「インフラ」・・・道路、空港等と戦略的取り組み、助成・税軽減制度
- キーワード「共同利用」・・・共同利用施設、共同利用制度（ハードとソフト）

3 産業基盤部会のスケジュール

(1) 第1回（3/25、正副部会長会議と同時開催）

- ①正副部会長の選出
- ②企業立地促進法及び農商工等連携促進法の説明
- ②産業基盤部会の進め方(案)
- ③検討の視点について（他の部会との役割分担）

(2) 第2回（4月中旬）

- ・視点協議・・・・・・・・●キーワード「インフラ」

(3) 第3回（4月下旬）

- ・視点協議・・・・・・・・●キーワード「共同利用」

(4) 第4回（5月中旬）

- ・視点協議のまとめ

(5) 第5回（5月下旬）

- ・提言書内容の協議

(6) 第6回（6月）※最終回

- ・提言書内容の承認

(参考) 中小企業振興協議会と産業振興ビジョンの平成20年度スケジュール (案)

- 平成20年 4月 (産業経済委員会)
- 5月 (産業経済委員会)
- 6月 上旬 (市議会)
中旬 (市議会)
下旬 ■中小企業振興協議会の各部会議論終了
- 7月 ■帯広市中小企業振興協議会「(仮称)提言書」完成
想定 (産業経済委員会視察)

(※産業振興ビジョン (案) について、中小企業振興協議会への報告、協議)

- 8月 ■産業振興ビジョン案パブリックコメント開始を産業経済委員会報告
- 9月 中旬 (産業経済委員会)
下旬 (市議会)
- ※平成21年度予算編成方針発表
- 10月 上旬 (市議会)
中旬 (市議会)
下旬
- 11月 ■産業振興ビジョンパブリックコメント結果、産業振興ビジョンを
産業経済委員会に報告
※平成21年度予算要求締め切り (ビジョンを予算編成に反映)
- 12月 上旬 (市議会)
中旬 (市議会)
- 平成21年 1月 (産業経済委員会)
- 2月 (産業経済委員会)